# 公　　表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により実施した指定管理者監査等の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第 14 項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 8 日

岩倉市監査委員　内　藤　　充
岩倉市監査委員　伊　藤　隆　信

○令和元年度指定管理者監査等の概要

1　監査のテーマ　　公の施設の指定管理者制度の運用及び財政援助団体に係る出納について

2　監査対象施設　　岩倉市ふれあいセンター

3　監査対象団体　　社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会

4　監査対象課　　健康福祉部福祉課

5　監査の範囲　　・平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務。

・指定管理者指定の手続きに係るものは、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで及び平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの指定期間の事務を含む。

・平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの岩倉市社会福祉協議会に対する社会福祉協議会補助金の補助対象事業における出納その他の事務。

6　監査の期間　　令和元年 11 月 25 日から令和 2 年 1 月 23 日まで

7　監査結果公表日　令和 2 年 1 月 24 日

8　措置通知受理日　令和 2 年 6 月 2 日

○指定管理者監査等の結果に対する措置内容

| 報告書 | 指摘、留意、要望及び提案事項等 | 対応状況等 |
|---|---|---|
| P6 | 利用料金は基本協定書第 5 条において、指定管理者の収入として収受するものとされているが、平成 30 年度における年度協定書第 2 条第 3 項においては、利用料金を含めて精算を行い、残額が生じた場合は、委託者へ返還するものと規定され、年度末には利用料金を市に返還している。基本協定書で採用するとしている利用料金制と矛盾する取扱いとなっている。早急に整理が必要である。 | 今後は基本協定書に合わせ、利用料金制とし、指定管理者の収入として収受するものとします。<br>令和 2 年度の年度協定書の内容を変更し、令和 2 年 4 月 1 日付けで締結しました。 |
| P7 | 収支決算書において、収入の部の「当初予算額」は、市の歳出の指定管理料の予算額を計上すべきところ、誤った金額を計上してしまい「補正額」という欄を作って金額を合わせる事務処理をしていた。その処理をしても「予算現額」は市 | 今後、適正な事務に努めるよう指示しました。 |

| | | |
|---|---|---|
| | の予算と不一致であり、いずれにしても適正な事務処理ではない。 | |
| P7 | 指定管理者の収入として、行政財産の目的外使用許可をしている自動販売機の光熱水費を計上し、年度末に施設の光熱水費と合わせて精算している。目的外使用許可は市長の権限に属するもので、それにより発生する使用料や光熱水費は元より市の歳入に属するもので、指定管理業務の予算書に計上されるものではないので注意されたい。 | 市の歳入として取り扱うよう改めます。 |
| P7 | 支出の部においては、事務消耗品費の増額補正をして、それを新設した「人件費」に流用している。増額補正した予算を他経費に流用する処理は予算執行上望ましくない。<br>また、物件費・人件費間の流用は岩倉市予算決算会計規則第 16 条により適正ではない。市でなく指定管理者の予算決算上でのことではあるが、市から受託した指定管理料の取扱いは市に準ずることが望ましい。 | 増額補正、流用について適切な執行をするよう指示しました。<br>市の事業に準じ、物件費と人件費間の流用は認めないものとし、人件費に流用した額 22 万円は、市に返還することとしました。（令和 2 年 4 月 15 日返還済み） |
| P8 | 積極的に利用者の意見等の把握に努めるために、利用者代表、指定管理者及び市担当課による情報交換の場である利用者会議の活用も検討されたい。 | 利用者会議の実施や、毎月市と指定管理者が情報共有する場の設定と、毎年度アンケートを実施するよう指示しました。 |
| P8 | 会議室等の管理状況を確認したが、倉庫の非常口の周辺に障害物が置かれている状況があった。緊急時に備え収納物品の整理をし､避難の導線を確保されたい。 | 非常階段に置かれていた物資は、不要備品の廃棄などにより空いたスペースに配置転換し、避難の導線を確保しました。 |
| P9 | 利用料金制を採用する場合、ふれあいセンター設置管理条例第14条第2項の規定により、利用料金の額は使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるが、その場合の | 令和元年度～令和 5 年度の指定管理期間について、令和元年度分を令和 2 年 2 月 20 日付けで告示しました。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 同条第3項に規定する告示がなされていない。平成21年に最初に指定管理者を指定した際には告示をしているが、平成26年、平成31年の指定時にはなされていないので適切な対応をされたい。 | また、条例改正に伴う使用料の変更により、令和2年度から令和5年度分について、指定管理者から利用料金の額について事前に承認届の提出を受け、市が承認した後、令和2年2月20日付けで告示しました。 |
| P9 | 施設管理の一部を第三者へ委託する場合は市の承認を得る必要があるが、指定管理者からの報告と市の承認がされていない。 | 令和2年度分から、毎年度、指定管理者から承認届を受理し、市が承認する手続きを実施します。令和2年4月1日付けにて承認しました。 |
| P10 | 実績報告書に補助金対象職員数5人に対し、6人分の人件費が計上されていた。不適切な事務処理である。 | 当初補助対象ではなかった者の計上については、不適切な処理のため、97,433円を市に返還することとしました。（令和2年4月15日返還済み） |
| P10 | 補助対象職員1名の地域手当を1桁誤って計上していた。手当の予算額と決算額を比較することにより容易に気付くことのできる事務誤りである。<br>担当課は実績報告書と共にこの明細書を受領し、明細書の金額で精算したが、確認が不十分である。 | 実績報告書等の内容を的確に確認するよう努めます。 |